

意見募集の結果(公募要領(案)に反映する意見)

公募要領(案) の頁数	内容
----------------	----

必要な与条件の明記等について

p13	実験を行う場合の河川縦断方向の必要幅(長さ)をご教示下さい。 また、堤防延長(越流幅=水路幅)は性能評価に影響が無いと考えてよいか?例えば水路幅2.3mと4m(5m)は同じと考えて良いか?
p13	『別紙-1、技術提案を求める上での与条件(モデル堤防)』の図、モデル堤防では「断面」のみ提示されているが、延長方向の最小条件も提示していただきたい。 (理由) 1) 越水に対する性能評価では、一定の堤防延長も考慮する必要があると考える。 2) 現堤防をモデル堤防として試験工事を行い、評価することも検討願いたい。
p16	構造検討として、表面被覆型には、「実験」と「実験により検証された手法による解析」に加えて、「解析」がありますが、自立型やその他の構造には、最後の「解析」がありません。10ページの説明からは、この「解析」は「これまでの経験及び実績から妥当とみなせる方法等」であるように推測できますが、より明確に「実験により検証された手法による解析」と「解析」の違いを定義いただく必要があると考えます。また、上記の定義であれば、自立型等にも3種類の方法を認めるべきと思われますので、表の見直しをご検討ください。

公募期間や公募回数等について

p4	(1)の期間(公募開始1か月程度)では「エントリーシート」、「様式1」、「様式2」、(2)の期間(公募開始6か月程度)ではそれに加えて「様式3」、「様式4」、「添付資料」とあるがどのような位置付けか(1)は公募の総数把握、(2)は審査のため等を明示して欲しい。 公募手続き開始後、6ヶ月程度を想定しているが、回避できない不測の事態等で期間内に実験等終了しない場合、理由書を提出し延長が可能などの考慮が必要と思われる。 令和5年度以降の応募があるなら(2022.5/20の検討会資料2では今後検討とされている)記述すべきである。
p4	・公募期間が2段階に分かれておりますが、(1)の公募期間にエントリーをした後、(2)の公募期間に詳細な資料を揃えて提出するというのでしょうか。 ・30cm、3時間の性能証明のための実験、解析について、公募期間に間に合わない場合の措置が必要ではないでしょうか。 ・9ページ目に「技術開発中で具体的な図面がない場合はイメージ図でも良いが、いつまでに作成できるかを記入すること。」とありますが、開発中の技術でも実験結果等の提出時期を明記すれば応募可能でしょうか。 ・令和5年度以降の公募について予定があれば記載してはどうでしょうか。
p4	公募の回数は1ヶ月程度の1回だけであるか。それとも年度ごとに複数回の公募を予定しているのか。
p4	公募時には実験計画または解析計画だけで、再提出期間に実験結果または解析結果を提出することは可能であるか。
p4	『5.公募期間(2)』では、公募開始手続き開始後、6ヶ月程度を想定となっているが、少なくとも1年としていただきたい。 (理由) 1) 公募内容が確定して実験や解析を行うには、多くの費用とともに長い時間が必要であるため。 2) 特に実験要件の決定後に実験を行うとなると、費用の手当ての他に、実験計画の策定、実験機関(施設)の選定・確保、実験時期の調整、結果の確認等多くの時間が必要であるため。 3) 有用で優れた技術であっても、期間と費用負担で応募を断念せざるを得ないこともあるため。
p4	(1)の公募期間は1か月程度、(2)の公募期間は6か月程度を想定されておりますが、実験場の確保や試験品の準備、試験、結果整理等で期日に間に合わないおそれがありますので、公募期間の恒久化をお願いできますでしょうか?
p4	実験や解析でこれだけの内容を検証・明確化するには、公募がスタートしてから資料を提出するまでには相当の時間が必要となり、公募期間が短いと対応が難しいと考えます。公募期間はどのようにお考えでしょうか。

表現方法の適正化等について

p1	4段落目に「～技術開発を行うとともに、～公募した技術に対して、～確認・評価する。」と記載されていますが、技術開発を行うことについて他には何も記載がありませんので、技術開発と公募技術の確認・評価との関係が不明です。 また、その後「～技術比較表を作成、公表する～」としていますが、技術開発を行う一方で工事発注のための比較表を作成することの関係もよく分かりません。
p3	【設計に反映すべき事項】【設計にあたって考慮すべき事項】において、「評価者側が指定した項目」というのが分かりづらい。「以下の項目について実績等に基づく資料や、別紙2(様式-3)に示す評価者が指定した項目について提出する。」とした方が良いのでは?
p5	「とりまとめた技術比較表は」とあるが、誰がとりまとめるのか記述する
p2	国土技術政策総合研究所等の技術資料(案)は「粘り強い河川堤防の構造検討に係る技術資料(案)」「粘り強い河川堤防の技術開発に当たった参考資料」等であると思われるが、リンク参照できるようにしておく必要がある。
p2	「パッケージ」での提案とあるが、自社製品で全て構成しなければならないと受け止められかねない。P27様式-2にあるように「各構成部材は指定製品や一般材料等で構成する」などの文章を入れた方が分かりやすいか?
p2	「吸出し防止材+コンクリートブロック」は、上に示された図と違い、パッケージとしての表面被覆型ではないのではないか。
p5	「評価階層(素案)」で、「②越水に対する性能を有していること」欄の「有している」とはどのような根拠で判断するのか不明。例えば、「実験結果で確認し現地での実績(越水時に効果確認済)」ということなのか?明示すべきである。
p5	②の越水に対する性能の評価項目。A:有している、B・C:実験結果のみで確認、D:技術に課題あり・・・では、曖昧で分かり難く、不十分である。有しているとは、何を有しているのか。施工実績(実際の越水に対して耐えた実績)等で評価するのか?Bの実験で確認では不十分なのか。30cm・3時間の実験以外の実験は、どう扱われるのか。p3での検証方法とされるの解析はどう扱われるのか。
p15	表中のグラフが判読できません。